

令和5年農作業雇用標準賃金および農地の賃借料等情報のお知らせ

○令和5年農作業雇用標準賃金

(令和5年1月10日から適用)

作業内容		単 位	標準額(円)	備 考
人 力 の 部	田 植 え	1日あたり	7,300	・1日8時間労働、昼食は持参とする。 ※8時間を越える場合は、お互いに協議のうえ割増料金を定める。
	水田(畑)除草			
	稲(麦)刈			
	一般農作業			
機 械 の 部	耕 起 (田畑)	トラクター	ロータリー 5,500 プラウ(深耕) 10,000	・昼食、燃料は持参とする。
	代かき	トラクター	6,500	
	田植え	田植機	8,500	・育苗・手直しは別途料金 ・昼食、燃料は持参とする。
	田植え	田植機 (苗持込)	27,000	・育苗・手直し含む(苗20箱) ・昼食、燃料は持参とする。
	水稻 刈取り	コンバイン	20,000	・紐付き ・昼食、燃料は持参とする。
	水(陸)稲 乾 燥	乾燥機	玄米30kg 水分23%以上527 20%以上482 15%以上435 粳1kg 25	
水田全面委託 (ただし、水周り・除草・ 肥料・農薬を除く)		10a	85,000	・昼食、燃料は持参とする。 ・作業内容は原則として次のとおり ・耕起2回 ・代かき2回(荒代、本代) ・田植え(苗持込) ・刈取り(コンバイン) ・乾燥、運賃(粳600kgの場合)

※10a以上の圃場整備地区を基準にしています。圃場の状況によって作業能力が低下する場合は、お互いに協議のうえ割増料金等を決めてください。

※この標準賃金には、消費税を含んでいません。

○農地の賃借料等情報

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条に基づき、地域の賃借料の参考となる情報を提供することになりました。令和4年1月から令和4年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

地 域 名	田(水稻)の部			畑(普通作)の部		
	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)
大 宮	7,000	13,000	1,000	3,000	10,000	1,000
山 方	9,300	10,000	1,000	2,500	10,000	2,000
美 和	6,000	7,000	5,000	1,300	4,000	1,000
緒 川	6,000	10,000	1,025	2,000	10,000	1,500
御前山	7,000	10,000	3,000	3,000	5,000	1,000

※田の部について、水利費等の情報は把握していませんので、当事者間で話し合ってください。

※農地の賃借料は、農業委員会の賃借料情報を参考に、貸し手と借り手の両方で十分協議のうえ、決定してください。

※使用貸借(無償)は、含んでいません。

問 本庁 農業委員会事務局 ☎52-1111 内線211・212